

## 平成16年度 事業報告書 (主要部分のみ掲載)

### 総括的概要

- 1 平成16年度において、当協会は特定事業者69,648社等から再商品化の委託を受け、全国1993(前年度1971)の保管施設を対象に入札選考作業を行い、特定分別基準適合物(無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装)ごとに再商品化事業者を選定・委託し、再商品化を実施した。
- 2 平成16年度の市町村からの引取実績は、ガラスびん全体で344,446トン(前年比101.1%)、PETボトル191,726トン(110.3%)、紙製容器包装28,111トン(91.7%)、プラスチック製容器包装446,912トン(121.4%)、合計1,011,195トン(110.7%)であった。
- 3 業務効率化と運用維持コストの削減を目指した次期業務システムの開発を終え、総合受け入れテストに着手した。
- 4 平成17年度の容器包装再生処理事業の実施を希望する事業者に対し、登録受付期間内に、登録申請に係る説明会を開催し、容器包装リサイクルを取り巻く環境と登録審査における資格要件の強化と厳格化等につき事前説明を行った。
- 5 当協会が委託するガラスびん、PETボトル、紙製及びプラスチック製容器包装の再商品化事業者を対象に、設備審査マニュアル等に基づく処理施設の確認ならびに再商品化製品の販売先の引取同意書による販路の確認など登録審査を行なうとともに、再商品化実施状況に関する立入り検査を行い、再商品化の適正化に努めた。
- 6 平成17年度の再商品化の実施に向けて、当協会登録の再商品化事業者(ガラスびん105社、PETボトル58社、紙88社、プラスチック89社)を対象に、東京で入札説明会を開催した。また、平成17年度の入札選定から、保管施設ごとに落札事業者名、落札数量、落札価格等入札選定結果を当協会ホームページで公表した。
- 7 商工会議所、商工会に再商品化委託契約に関する業務の一部を委託し、特定事業者との再商品化委託契約の申込・受付業務を実施した。
- 8 シンポジウム、講演会、座談会等への講師派遣並びに新聞、テレビ、雑誌等を通じ、法の概要及び当協会の役割と業務内容の普及・啓発に努めた。
- 9 経済産業省作成パンフレット『容器包装リサイクル法』や当協会が作成した容器包装リサイクル法に関するパンフレット『なぜ?なに?リサイクル』などを、事業者、自治体、消費者等に配布し、容器包装リサイクルの普及啓発に努めた。
- 10 会報の内容、デザインを全面リニューアルし、誌名を『日本容器包装リサイクル協会ニュース』に改め、2004年春号(No.25)から2005冬号(No.28)まで4回発行した。また、ホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)を積極的に活用することにより、効率的かつ適時な情報発信と普及啓発に努めた。
- 11 主務5省との連絡を緊密にするとともに、内外のリサイクル関係諸機関との交流、情報交換の推進に努めた。
- 12 賛助会員21社(P.43を参照)から頂戴した賛助会費を会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』発行費用に充当した。
- 13 容器包装リサイクル法施行10年の見直しに対し、主務省の審議会に委員として参加するとともに、見直しに関する情報の収集・提供に努めた。

平成16年度事業の総括的概要は以上のとおりである。

### 1. 特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

## (1) 平成16年度の特定事業者責任比率及び再商品化義務総量

平成16年度の特定事業者責任比率及び再商品化義務総量は以下のとおり。

		H16年度 分別収集 見込総量 (a)	H16年度 再商品化 見込総量 (b)	(a)、(b) いずれか 少ない量 を基礎と して算出 した量	特定事業 者責任比 率	H16年度 再商品化 義務 総量
		千ト	千ト	千ト	%	トン
ガラスびん	無色	442	270	270	92	248,400
		431	270	270	90	243,000
	茶色	381	200	200	81	162,000
		372	200	200	82	164,000
	その他	203	160	160	88	140,080
198		160	160	88	140,080	
PETボトル		229	311	229	100	229,000
		214	292	214	100	214,000
紙		165	505	*79	92	72,680
		148	313	*71	92	65,320
プラスチック		629	655	629	92	578,680
		487	591	487	91	443,170

(\*) ;分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理量を差し引いた量  
下段；前年度の公表数値

## (2) 平成16年度再商品化の実施

当協会では、再商品化業務規程に則り、下記の再商品化委託単価(主務大臣の認可)のもとに、特定事業者等から委託を受け、ガラスびん(無色、茶色、その他の色)、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化を実施した。各素材いずれも、前年に比べ再商品化委託単価が低下した。

### 再商品化委託単価

		委託単価 (円/トン)	
		16年度	15年度
ガラスびん	無色	2,800	3,000
	茶色	4,800	5,700
	その他	8,000	8,600
PETボトル		48,000	64,000
紙		19,200	25,200
プラスチック		73,000	76,000

平成16年度におけるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化契約状況及び再商品化の実績は以下のとおりである。

## 契約状況について

### (a)特定事業者からの受託状況

法に基づき再商品化の義務を負うガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装関連の特定事業者69,648社(67,196社)から以下のとおり再商品化を受託した。

		受託社数		受託予定量 (トン)		受託予定金額 (千円)	
		16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度
ガラスびん	ガラスびん計	3, 878	3, 883	531, 692	492, 146	2, 575, 275	2, 562, 980
	無色	3, 288	3, 350	225, 281	216, 751	630, 785	650, 251
	茶色	1, 776	1, 714	158, 375	157, 127	760, 200	895, 626
	その他	1, 467	1, 431	148, 036	118, 268	1, 184, 289	1, 017, 103
PETボトル		1, 311	1, 377	253, 396	236, 203	12, 162, 997	15, 116, 993
紙		47, 927	47, 281	63, 982	56, 203	1, 228, 453	1, 416, 317
プラスチック		67, 291	64, 861	546, 635	411, 559	39, 904, 345	33, 558, 472

### (b)市町村負担分の受託 (実績支払ベース)

再商品化の義務が免除されている小規模事業者分については、その処理費用は市町村の負担とされている。

当協会が再商品化業務契約を締結し、上記再商品化委託単価により再商品化を行なった市町村負担分の受託状況は以下のとおりであった。

		受託量 (トン)		受託金額 (千円)	
		16年度	15年度	16年度	15年度
ガラスびん	ガラスびん計	40, 817	41, 017	215, 119	238, 486
	無色	7, 848	9, 596	21, 972	28, 787
	茶色	22, 060	20, 871	105, 874	118, 972
	その他	10, 909	10, 550	87, 273	90, 727
PETボトル		0	0	24, 456	10, 147
紙		2, 159	2, 359	41, 454	59, 456
プラスチック		29, 731	28, 128	2, 170, 309	2, 137, 699
合計		72, 707	71, 504	2, 451, 340	2, 445, 788

### (c)市町村との契約状況及び保管施設

当協会との間でガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の分別基準適合物の引渡に関する業務実施覚書を締結した市町村及び保管施設は以下のとおり。

#### 全 体

	(契約ベース)		(実 績)	
	16年度	15年度	16年度	15年度
1) 対象市町村 総数	2, 693	2, 665	2, 616	2, 633
2) 保管施設数	1, 993	1, 971	1, 970	1, 935

#### ガラスびん

	(契約ベース)		(実 績)	
	16年度	15年度	16年度	15年度

1) 対象市町村総数	1, 949	1, 910	1, 888	1, 903
2) 保管施設数	1, 042	1, 032	1, 025	1, 016

3) 引取量及び引取達成率 (単位: トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度
ガラスびん計	375, 373	374, 539	344, 446	340, 646	91.8	91.0
無色	121, 420	120, 122	109, 932	109, 086	90.5	90.8
茶色	143, 017	143, 542	129, 539	130, 274	90.6	90.8
その他	110, 936	110, 875	104, 975	101, 285	94.6	91.4

## PETボトル

	(契約ベース)		(実 績)	
	16年度	15年度	16年度	15年度
1) 対象市町村総数	2, 377	2, 364	2, 315	2, 348
2) 保管施設数	1, 303	1, 296	1, 286	1, 282

3) 引取量及び引取達成率 (単位: トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度
PETボトル	191, 314	185, 095	191, 726	173, 875	100.2	93.9

## 紙製容器包装

	(契約ベース)		(実 績)	
	16年度	15年度	16年度	15年度
1) 対象市町村総数	281	269	250	243
2) 保管施設数	183	180	164	158

3) 引取量及び引取達成率 (単位: トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度
紙製容器包装	35, 658	34, 776	28, 111	30, 652	78.8	88.1

## プラスチック製容器包装

	(契約ベース)		(実 績)	
	16年度	15年度	16年度	15年度

1) 対象市町村総数	1, 382	1, 263	1, 317	1, 222
2) 保管施設数	840	777	819	744

3) 引取量及び引取達成率 (単位：トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度
1.プラスチック	469, 991	364, 733	445, 786	366, 845	95.5	100.6
材 料	114, 374	87, 066	111, 732	84, 401	97.7	96.9
油 化	12, 054	11, 941	12, 010	11, 775	99.6	98.6
高 炉	92, 091	88, 150	76, 185	83, 306	82.7	94.5
コークス	162, 833	125, 470	160, 104	140, 262	98.3	111.8
ガス化	85, 639	52, 105	85, 755	47, 101	100.1	90.4
2.トレイ	2, 159	2, 391	1, 126	1, 160	52.1	48.5
材 料	2, 159	2, 301	1, 126	1, 160	52.1	50.4
油 化	0	0	0	0	-	-
プラスチック計 (1+2)	469, 150	367, 124	446, 912	368, 005	95.3	100.2

**(d)再生処理事業者の入札登録・落札状況等**

平成17年度の再商品化の入札を希望する再生処理事業者を官報公告により募集し、厳格な審査のもとに事業者登録を行った。確定した登録事業者を対象に保管施設ごとにガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の入札を行い、ガラスびん85社、PETボトル48社、紙46社及びプラスチック84社を選定し、再商品化実施契約を締結した。入札登録・落札状況は以下のとおりである。

なお、ガラスびんにおいて、17年度入札後、平成16年度の保管施設ごとの落札情報が漏れていた疑いが生じたため、万全を期して全事業者に16年度落札価格を開示した上で再入札を実施した。また、プラスチックにおいて、再商品化能力の地域格差を主因とする相当数の未落札保管施設が発生し、再商品化業務開始以来始めて17年度入札の二次募集を行なった。

さらに、平成17年度入札選定からは、当協会が各登録再生処理事業者ごとに査定した入札における落札可能量を入札時に各事業者に対し予め通知するとともに、入札選定結果(保管施設名、落札事業者名、再商品化手法、落札量、落札単価)を当協会ホームページで公表(平成17年4月)した。

	登録申込		登録 (確定)		落札	
	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度
ガラスびん	140	124	120	105	104	85
PETボトル	74	66	60	58	59	48
紙	112	95	91	88	47	46
プラスチック	119	110	88	89	74	84

**再商品化製品の利用状況 (単位：トン)**

ガラスびん

	16年度(104社)	15年度(117社)
計	320, 478 (100.0%)	317, 766 (100.0%)

内訳	ガラスびん製造用	221, 449 (69.1%)	217, 118 (68.3%)
	その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブロック、ガラス繊維等)	99, 029 (30.9%)	100, 648 (31.7%)

### P E Tボトル

		16年度(延べ119社)	15年度(延べ117社)
計		147, 698 (100.0%)	124, 298 (100.0%)
内訳	繊維 (ユニフォーム、カーペット等)	63, 554 (43.0%)	57, 445 (46.2%)
	シート (卵パック、プリスターパック等)	54, 589 (37.0%)	50, 021 (40.2%)
	ボトル(飲料ボトル等)	23, 351 (15.8%)	11, 312 (9.1%)
	成形品(文房具、収集ボックス等)	4, 239 (2.9%)	3, 944 (3.2%)
	その他(結束バンド、障子紙等)	1, 965 (1.3%)	1, 576 (1.3%)

### 紙製容器包装

		16年度(23社)	15年度(21社)
計		27, 163 (100.00%)	29, 881 (100.00%)
内訳	製紙原料	25, 053 (92.23%)	26, 969 (90.25%)
	上記以外の材料 (家畜用敷料)	203 (0.75%)	15 (0.05%)
	固形燃料	1, 907 (7.02%)	2, 897 (9.70%)

### プラスチック製容器包装

		16年度(105社)	15年度(104社)
計		309, 537 (100.0%)	256, 150 (100.0%)
内訳	1.プラスチック	308, 514 (99.7%)	255, 128 (99.6%)
	材 料 (擬木、車止め等)	56, 035 (18.1%)	41, 626 (16.2%)
	油 化	6, 426 (2.1%)	5, 847 (2.3%)
	高 炉	55, 870 (18.0%)	58, 811 (23.0%)
	コークス	137, 980 (44.6%)	120, 767 (47.1%)
	ガス化	52, 203 (16.9%)	28, 076 (11.0%)
	2.トレイ	1, 023 (0.3%)	1, 022 (0.4%)
	材 料 (日用雑貨品、トレイ等)	1, 023 (0.3%)	1, 022 (0.4%)
	油 化	3 (-)	0 (-)

### ○再商品化受託料金の精算

再商品化受託料金の精算は、特定分別基準適合物ごとに特定事業者からの再商品化予定受託総額に対し再商品化実績総費用(再商品化事業者への支払+事務所経費)を計算(6月の決算理事会で確定)し、個々の特定事業者ごとに精算額を算出のうえ、過不足に応じて次年度の再商品化予定受託料金と加減し、精算する。

再商品化実績費用算出の主要項目である平成16年度の再商品化事業者への支払い対象量(「販売量」+「残さ」)は、ガラスびん339,888トン、P E Tボトル189,104トン、紙27,775トン、プラスチック442,230トンであった。

### ○次期再商品化業務システムの開発

業務効率化と運用維持コストの削減を目指した次期業務システムの開発を終え、総合受け入れテストに着手した。

次期業務システムは、インターネットを活用した電子入札・電子契約、オンライン利用者の利便性・操作性向上と手続きの簡素化など有効性の高いシステムの実現を目指すもの。18年度準備業務を迎える平成17年7月から本格稼働を開始する。

### (3) 設備審査の実施及び再商品化事業者の管理

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化事業者を入札・選定するにあたり、再生処理施設等が所要の水準にあるか否かを事前に審査することとしている。審査の実施に当たっては、その審査が合法的、かつ公正・透明性のあるものであることを確保するために、第三者の技術専門機関に委託し、再生処理施設等の施設ガイドライン、審査マニュアル等に基づき審査を行った。

また、再商品化事業者による再商品化業務が適正に実施されているかを確認するために、日報・月報の記載内容等に基づく処理施設の稼働状況、未処理在庫ならびに再商品化製品の販売先等につき別途立入り検査を実施した。

立入り検査は、平成16年度においてガラスびん78社80施設、PETボトル38社44施設、紙44社52施設、プラスチック78社96施設に対し実施した。

なお、当協会では、「プラスチック製容器包装再生処理施設ガイドライン改定委員会」（委員長：鍋島淑郎元玉川大学教授、期間：平成17年2月～6月）を設置し、プラスチック材料リサイクル手法に加えケミカルリサイクル手法も含め、品質基準の制定に着手した。平成18年度の再商品化事業者登録申請に向けて改定を行なうこととし、水分及び塩素分の測定など一部の報告義務は17年度より実施することで準備を進めた。

### (4) 指定保管施設における分別基準適合物の品質調査の実施

当協会では、分別収集品の品質向上を図る目的で、引き取り・再生処理を行っている事業者の協力を得て、市町村の立会いを求め、分別収集品の品質実態調査を適宜実施している。

プラスチック容器事業部では、平成15年度に引き続き3度目の分別基準適合物の品質調査を全指定保管施設の90%にあたる625施設を対象に実施した。調査の結果、評価A、Bランクの施設が572(88%)となり前年度より増加した。再商品化に支障をきたす可能性があるDランクの施設が依然として79(12%)あった。結果については、直近の市町村説明会で報告し、品質の維持、管理への協力をお願いした。

PETボトル事業部では、全保管施設の96%にあたる1,255施設を対象に実施した。

調査の結果、評価A、Bランクの施設が1,190(95%)、Dランクの施設が65(5%)となり、前回調査実施の平成14年度より向上が見られた。

上記調査結果は、当協会ホームページに掲載し、公表した。

ガラスびん事業部では、再生処理事業者から品質面で問題提起された12市町村に対し改善要求を行い、7市町村が改善された。

紙容器事業部では、平成17年度から品質評価調査を実施することになっているが、それに先立ち、引取品質ガイドラインの改訂を行うとともに、引取品質評価法を策定した。

### (5) 商工会議所・商工会等への契約代行業務の委託

平成17年度における再商品化準備作業の実施にあたり、特定事業者との再商品化委託申込み及び再商品化委託契約に関する業務の一部(再商品化委託料金の収受は除く)を日本商工会議所・商工会議所及び商工会連合会・商工会へ委託した。

#### 1 研修会の開催

当協会では、委託業務が円滑に遂行されるよう窓口業務を担う商工会議所・商工会関係者に対し「容器包装リサイクル法及び当協会の役割・業務内容」、「各地における申込・契約関連

業務」、「申込・契約代行業務等に係るパソコンデモンストレーション」などにつき以下により研修を行った。

#### <商工会議所関係>

(ア) 開催時期

平成16年 9月27日(月)～10月 1日(金)

研修は、各1泊2日で、4班に分けて開催。

(イ) 対象人員

275商工会議所・289人が出席

(ウ) 開催場所

浜松・商工会議所福利研修センター(カリアック)大研修会場

#### <商工会関係>

(ア) 開催時期

平成16年9月～平成16年12月の期間

(イ) 対象人員

565商工会・596人が出席(延べ14府県商工会連合会で開催)

(ウ) 開催場所

各地の府県商工会連合会が主催し、府県単位で開催。

## 2 特定事業者に対する再商品化委託申込書類の発送、申込受付及び契約締結

平成17年度の再商品化申込受付・契約締結に関する具体的業務手続を以下により行った。

(ア) 平成16年12月1日付官報により指定法人への再商品化の委託申込みの公告を行うとともに、当協会が抽出した94,179事業者に対し、全国524商工会議所及び2,739商工会を通じ委託申込関係書類(委託申込書、再商品化義務量及び委託量算定用紙等)を送付した。

(イ) 事業者からは紙ベースもしくは当協会ホームページからオンライン(平成16年12月1日～平成17年2月1日)により商工会議所・商工会を通じ申込を受けた。

(ウ) 商工会議所・商工会等には、特定事業者の申込書の内容を確認し、不備等を修正したうえでデータを入力してもらった。商工会議所・商工会から返送された特定事業者の申込書原本は協会にて保管。

(エ) 商工会議所・商工会で入力されたデータはマシンセンター(分室:NTTデータに委託)のコンピューターで集中管理し、「再商品化委託契約書」を作成のうえ、商工会議所・商工会経由で特定事業者と契約を締結した。

### (6) 平成17年度再商品化への取り組み等

平成16年度再商品化業務と並行して、「平成17年度再商品化に向けたスケジュール」(別紙・略)に記載のとおり、平成17年度再商品化に向けた種々の準備作業を行った。

### (7) その他

プラスチック油化事業者及びガラスびん他用途再商品化事業者の不正問題につき、進展状況等を関係事業委員会、総務企画委員会、理事会・評議員会において報告し、基本的対応策につき逐次確認した。また、新たにプラスチック材料リサイクル事業者の一部に不正問題が発生し、再商品化委託料金の返還請求と返還に応じない際の法的措置を含めた対応につき関係委員会及び理事会に報告した。(関連内容別記)

## 2. 容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発

### (1) 説明会等の開催



- 1)平成16年度再商品化事業実施に関する市町村説明会 (以下詳細略)
- 2)平成17年度再商品化登録希望事業者に対する説明会 (以下詳細略)
- 3)平成17年度再商品化事業実施に関する市町村説明会 (以下詳細略)
- 4)平成17年度再商品化に関する入札説明会 (以下詳細略)
- 5)平成17年度再商品化事業者に対する再商品化業務手続きに関する説明会 (以下詳細略)

## 6)その他事項

当協会役職員は各種シンポジウム、講演（講習）会、座談会等に参加し、容器包装リサイクル法や識別表示、当協会の役割・業務内容等につき説明を行うとともに、新聞、テレビ、雑誌等のメディアの取材（年間179件）に応じて、容器包装リサイクル法に関する全般的問題や個別的問題、ならびにその運用について、さらには協会活動についての理解促進に努めた。また、リサイクル関連の展示会、シンポジウム等8ヶ所に対し、当協会の協賛・後援名義の使用を許可した。

平成16年6月5日(土)、6日(日)の両日、環境省・東京都等主催「エコライフ・フェア2004」に、前年度同様ガラスびんリサイクル促進協議会、PETボトルリサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と共同で出展した。『頑張ってますー容器包装リサイクル!!』をテーマに、平成14年度末に作成した小学校高学年以上の一般向けパンフレット『なぜ?なに?リサイクル』の配布を中心に、同パンフレットをパネル化及びビデオ/DVD化したものを活用しながら、分別排出の大切さなどを分かり易く紹介した。共同出展ブースには両日で約1,000人が訪れ、親子で楽しめるリサイクルのクイズなどを通して暮らしの中のリサイクルについて考えてもらうことができた。東京での分別収集実施が遅れているなかで一般消費者にアピールできる限界も感じられた。

また、同年10月22日(金)から24日(日)までの3日間、静岡市で開催された「第3回ごみゼロ推進全国大会」(主催:環境省、静岡県、静岡市、ごみゼロパートナーシップ会議(全国都市清掃会議))では、ごみゼロパートナーシップ会議のブースの一部に出展、上記4リサイクル協議会から展示物提供などの協力を得て、パネルや再商品化製品の展示、パンフレット提供などで協力した。地方自治体、事業者、小学生、中学生はじめ一般消費者など約600名が会期中に訪れ、容器包装リサイクルの啓発に一役かった。

### (コールセンター対応実績)

当協会では、コールセンター(電話相談窓口)を設置し、特定事業者、再商品化委託申込受付業務を代行する商工会議所・商工会等からの質問に応じている。平成16年度には常時4人のコミュニケーター(専門相談員)を配置し、対応した。

平成16年度の取扱件数は、商工会議所・商工会関係2,864件(前年度1,769件)、特定事業者関係8,658件(同7,925件)、その他273件(同154件)、計11,795件(同9,848件)であった。問い合わせ内容は対象容器包装の具体的判断から申込書類の記載方法等広範囲にわたっている。

### (ただ乗り事業者対策)

再商品化の義務を負っている事業者に義務を履行させる責任と権限は法律上は国が有しているが、再商品化義務を履行しない所謂「ただ乗り事業者」対策は容器包装リサイクル法の制度維持にとり重要であり、義務を履行している事業者の利益にも合致することから、当協会は積極的に国に協力し、その防止に努めた。

ただ乗り事業者防止対策の一環として、当協会では、再商品化啓発普及パンフレット

等の配布、容器包装リサイクル法講習会・説明会等への講師派遣による普及・啓発活動に加え、ホームページにおいて平成12年度から平成15年度にわたる再商品化義務履行事業者名を「再商品化受託者リスト（\*平成16年7月16日以降「再商品化義務履行者リスト」に改題）」として公表し、特定事業者間の相互牽制に役立てた。これらの努力により、平成16年度は延べ4,815社(前年度2,032社)から過年度分の申込を受けつけ、5億2千8百万円（前年度2億5百万円）の収入をあげることができた。

（容器包装リサイクル法の見直し）

国による容器包装リサイクル法の見直しにあたり、当協会新宮専務理事が経済産業省産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG、環境省中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び農林水産省「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」の各委員として参画した。また、当協会総務企画委員会のもとに「容器包装リサイクル法見直しに関する検討小委員会」（委員長：山崎皓一総務企画委員会委員長）を設置し、平成16年7月から平成17年3月までに計8回開催し、見直しに関する特定事業者の最大公約数的な考えとしてビジョンをまとめ、各団体で検討する際の指針とした。

## **(2) パンフレット等の作成及び配布**

### **1) パンフレットの作成・配布**

平成14年度に作成した一般向けパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』は、平成15年度に続き、多くの地方自治体、事業者、国の出先機関などからの希望に応じて配布、平成16年度で年間約4万6千部、作成時からの累計で18万部を超えて活用された。

### **2) ビデオ・DVDの作成・配布**

上記パンフレット『なぜ？なに？リサイクル』が各自治体の住民向け説明会、リサイクル施設見学者への配布資料として幅広く活用されていることから、平成16年度には、パンフレットの内容に合わせたビデオ及びDVDを各500部製作、地方自治体、事業者に対し、希望に応じて貸し出しを行い、好評を博した。

## **3. 容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集及び提供**

### **(1) 会報の発行**

容器包装廃棄物の再商品化に関する情報提供を目的とする会報は、平成16年度、外部有識者委員等の意見を踏まえ、内容、デザインともに初めて全面的にリニューアルし、誌名も『日本容器包装リサイクル協会ニュース』と改め、2004年春号（No.25）から2005年冬号（No.28）まで4回発行した。会報は、A4版、2色、12ページ（夏号のみ4色、16ページ）で、各号13,000部製作。「分かりにくい」といわれる容リ法の仕組みなどをできる限り分かり易く解説するなど、従来の情報提供に加え、関係者間で情報を共有できるような内容の編集を目指した。2004年秋号（No.27）で実施したアンケート調査結果からも、概ね読者からは好意的に受け止められた。

### **(2) ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)の運営**

インターネットの更なる普及に伴い、会報とならび当協会の広報ツールの大きな柱として重要な役割を担っているホームページは、内外の容リ法関係者をはじめ一般消費者からの注目度もますます高くなっている。16年度の年間訪問者数は、延べ51万人（15年度は42万人）。

従来の情報提供機能の強化・充実を図るとともに、比較的頻度の高い容リ法の関連用語約100語を分かり易く解説した『容リ法百科事典』を新設した。また、上記『なぜ？

なに？リサイクル』ビデオ・DVDの映像をもとにホームページ上で動画が見られる機能を追加した。さらに、特定事業者の再商品化義務履行手続きを分かり易く説明した『再商品化委託申込書類の記入方法』を掲載、業務支援機能の強化を図った。加えて、当協会からの公式見解、公式発表資料等を掲載する『協会からのお知らせ』ページを新設し、「再商品化委託単価上昇の理由」や「落札価格及び落札事業者名の公表」などについて掲載した。

#### **4. 容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力**

##### **(1) 国内関係機関との交流**

再商品化事業を円滑に推進するため、主務5省庁（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）及び清掃事業において全人口の9割の市町村の声を集約する全国都市清掃会議と情報連絡会議を月1回のペースで開催し、容器包装リサイクル法の解釈、運用面での課題に対する対応をはじめ、ガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の進捗状況等の報告、再商品化実施に伴う当面の課題等につき具体的な協議を行った。

さらに、市町村との間で実施される再商品化に関する基本的事項を網羅した平成17年度における『「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要』を更新した。

##### **(2) 国際交流の推進**

- 1 ドイツのDSD社（Duales System Deutschland AG）およびフランスのE E社（Eco-Emballage）等外国のリサイクル関係諸機関との国際交流に努めた。

#### **5. その他**

##### **(1) 賛助会員の加入状況**

当協会の目的に賛同し、啓発普及関連事業を中心に賛助会費の負担をお願いしている当協会の賛助会員は平成17年3月31日現在で21社であった。